

一般財団法人 近畿陸運協会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：平成32年 3月までに、所定外労働を、一人当たり、月 7時間未満とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成29年 4月～ 所定外労働の業務内容、実態を分析
- 平成29年10月～ 分析結果について、削減方策等を検討
- 平成31年度中 目標達成、維持

目標2：平成32年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 年次有給休暇の取得状況、実態を把握
- 平成29年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について、実態を分析
- 平成29年10月～ 計画的な取得に向けた業務改善等の検討
- 平成31年度中 目標達成、さらに取得促進のための取組を開始